

2022 年 10 月発行



特集「なばりのきらきらウーマン」  
第 15 回 一般社団法人 蓮寺・百合が丘地域づくり協議会

おくむら かずし

副会長 奥村 和子さん

名張できらきら輝く女性へのインタビュー企画・第 15 回目は、奥村さん。女性として名張市役所初の部長職を務められました。現在は地域づくりやボランティア活動においてご活躍中。はじける笑顔に元気をいただきました(インタビューの内容は[こちら](#)です)

11月12日～25日は内閣府が定めた「女性に対する暴力をなくす運動」期間です  
今年度のテーマ「性暴力を、なくそう」



配偶者等からの暴力や、性犯罪-性暴力、セクシュアルハラスメント等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで、克服すべき重要な課題です。

女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、国は、女性の人権のための意識啓発や教育の充実を図ることとしています。

この運動を 1 つの機会にとらえ、行政や関係団体との連携・協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化していくことが求められています。

このマークの意味知っていますか？

パープルリボン



パープルリボン運動は、アメリカで始まった活動です。このマークには、被害者に対して 1 人じゃないことを伝え、励ます意図が込められています。

女性に対する暴力の根絶のためのシンボルマーク



内閣府男女共同参画局が制定したこのマークは、女性が腕をクロスさせた姿で、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

#8891 に電話をかけると、最寄りのワンストップ支援センターにつながります。

名張市男女共同参画センター

三重県名張市希中央 5 番町 19 番地  
Navarie 2 階名張市市民情報交流センター内

TEL0595-63-5336 FAX0595-63-5326

e-mail danjo-center@emachi-nabari.jp  
https://www.emachi-nabari.jp/j-kouryu/



「つうしん」web版はコチラ

ご意見・ご感想をお聞かせください



# 【育児・介護休業法の改正のポイント】

2022年4月から3段階に分けて施行

2022年（令和4年） 4月1日施行	・事業主に対して、労働者への個別の制度周知・休業取得意向確認と雇用環境整備の措置の義務化 ・有期雇用労働者について育児・介護休業取得要件の緩和
2022年（令和4年） 10月1日施行	・出生時育児休業制度（通称「産後パパ育休」）の新設 ・育児休業の分割取得 ・雇用保険法の計算起点の特例追加
2023年（令和5年） 4月1日施行	・育児休業取得状況の公表の義務化（従業員1,000人超の企業対象）

## 2022年10月より変更となる制度の概要

正式名称「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」とは、育児や介護を行う人が離職することなく、仕事と家庭を両立できるようサポートする制度です。

- ・出生時育児休業制度（産後パパ育休）とは、子が1歳に達するまでの育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能な休業制度として新設されました。
- ・改正前の育児休業は、1回でまとめて取得するのが基本であり、分割取得はできませんでした。改正後は、子どもが1歳になるまでの間、育児休業を分割2回で取得でき、男性の仕事の都合や、妻の育休復帰等を考えながら育児休業を取得できるようになります。

## 育児休業の分割取得・産後パパ育休に対応した 育児休業給付が受けられます

10月からの育児休業・産後パパ育休（出生時育児休業）休業法の制度施行にともない、育児休業給付（出生時育児休業給付金）についても変更がされています。

育児休業給付については、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

## 育児休業等を理由とする不利益取り扱いの禁止・ハラスメント防止

育児休業等の申し出・取得を理由に、事業主が解雇や退職強要、正社員からパートへの契約変更等の不利益な取り扱いを行うことは禁止されています。今回の改正で、妊娠・出産の申し出をしたこと、産後パパ育休の申し出・取得、産後パパ育休期間中の就業を申し出・同意しなかったこと等を理由とする不利益な取り扱いも禁止されます。

また、事業主には、上司や同僚からのハラスメントを防止する措置を講じることが義務付けられています。

参考出典：厚生労働省 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_27491.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27491.html) 内

別途資料1より <https://www.mhlw.go.jp/content/11911000/000977789.pdf>

：厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000137179.pdf>

## 男女間賃金格差の国際比較

令和4年7月8日より、常時雇用する労働者が301人以上の事業主を対象に「男女間賃金格差」の情報開示が義務化されました。

女性の経済的自立は「成長と分配の好循環」を実現するための重要な施策と位置付け、日本企業に対して、組織内に存在する様々なジェンダー格差を「把握-原因の分析-是正」するための取り組みや改善を求められています。

我が国の男女間賃金格差は、右図を見てわかるように国際的に見ても大きい状況です。



※右上図は、男性のフルタイム労働者の賃金の中央値を100とした場合の、女性賃金の中央値の水準を割合表示した数値です。また、諸外国の数字は2018年～2020年のものです。

参考出典：内閣府・男女共同参画局サイト

[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/zuhyo/zuhyo00-73.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/zuhyo/zuhyo00-73.html)

[https://www.gender.go.jp/kaigi/renkei/statement/pdf/statement\\_01.pdf](https://www.gender.go.jp/kaigi/renkei/statement/pdf/statement_01.pdf)



### つうしん 117 号アンケート

つうしんを手にとっていただきありがとうございます。今後の編集のために、ご意見をお寄せください。ご回答いただいた方の中から抽選で2名様に図書カード1,000円分を進呈いたします。下記①～⑤の必要事項をご記入のうえ、メール・ハガキまたはFAXでお送りください。（送料等はご負担ください）

※ご記入いただいた個人情報は図書カードの発送のみに使用し、当選発表は景品の発送をもってかえさせていただきます。

- ①記事の内容は参考になりましたか？ (a) 参考になった (b) 参考にならなかった
- ②「参考になった」を選択された方にお尋ねします。どの記事が参考になりましたか？（複数回答可）  
(a) なばりのきらきらウーマン (b) 「女性に対する暴力をなくす運動」期間  
(c) 育児・介護休業法の改正のポイント (d) 男女間賃金格差の国際比較
- ③興味のあるテーマ、今後読みたいと思うテーマはどれですか？（複数回答可）  
(a) 変化する家族形態と男女共同参画 (b) 地域における男女共同参画 (c) 映画や書籍の案内 (d) その他
- ④特集「なばりのきらきらウーマン」についてご意見・ご感想をお聞かせください。
- ⑤117号の記事全体について、ご意見・ご感想をお聞かせください。



★お名前・年齢・住所・連絡先・つうしんの号数を明記のうえ、下記連絡先へお送りください。

応募締切は12月13日 火曜日(必着)です。

<メール宛先> danjo-center@emachi-nabari.jp 「つうしん 117号アンケート」

<郵送宛先> 〒518-0775 名張市希央台5-19 名張市男女共同参画センター 宛

<FAX宛先> 0595-63-5326



<メールQRコード>

### 編集後記

9月は暦の上では秋ですが、実際はまだ暑い日もありました。また、今夏も、全国では豪雨による被害が発生しました。被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。

これからの季節は、名張の自然の豊かさを存分に感じていただけます。私の推しは夏見の積田神社。大イチョウの落葉で黄金色になった参道ともみじのコントラストは見事です。見頃は11月下旬から12月上旬とのこと。いろいろな秋を満喫したいものです。
















2022年

## 相談日程

名張市男女共同参画センター

11月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
	休館日				 女性弁護士による法律相談 10:00~12:00 13:00~15:00  女性のための相談 13:00~16:00	
6	7	8	9	10	11	12
	休館日	 人権相談 13:30~16:00		 男性のための相談 17:00~19:00		
			 女性のための相談 9:00~12:00		 女性のための相談 13:00~16:00	
13	14	15	16	17	18	19
	休館日	 人権相談 13:30~16:00		 メンタルヘルス相談 10:00~12:00		
			 女性のための相談 9:00~12:00		 女性のための相談 13:00~16:00	
20	21	22	23	24	25	26
	休館日	 メンタルヘルス相談 13:00~16:00				
					 女性のための相談 13:00~16:00	
27	28	29	30	●予約電話 63-5336		
	休館日		 女性のための相談 9:00~12:00			

★「女性のための相談」2日（水）相談員の都合により、23日（水）は祝日のためお休みです。

2022年


## 相談日程

名張市男女共同参画センター


12月


日	月	火	水	木	金	土
☆年末年始休業 12/27~1/4				1	2	3
					 女性弁護士による法律相談 10:00~12:00 13:00~15:00  女性のための相談 13:00~16:00	
4	5	6	7	8	9	10
	休館日			 男性のための相談 17:00~19:00		
			 女性のための相談 9:00~12:00		 女性のための相談 13:00~16:00	
11	12	13	14	15	16	17
	休館日	 人権相談 10:00~15:00		 メンタルヘルス相談 10:00~12:00		
			 女性のための相談 9:00~12:00		 女性のための相談 13:00~16:00	
18	19	20	21	22	23	24
	休館日	 人権相談 13:30~16:00		 メンタルヘルス相談 13:00~16:00		
			 女性のための相談 9:00~12:00		 女性のための相談 13:00~16:00	
25	26	27	28	29	30	31
	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日

 女性のための相談 **予約優先** **電話相談可**  
 毎週水曜日 9:00~12:00 ※祝日の場合は  
 毎週金曜日 13:00~16:00 お休みです

 女性弁護士による法律相談 **要予約** **面談**  
 毎月第1金曜日 10:00~12:00  
 13:00~15:00 ※祝日の場合は  
 お休みです

 男性のための相談 **予約優先** **電話相談可**  
 毎月第2木曜日 17:00~19:00

 メンタルヘルス相談(男女共) **要予約** **面談**  
 毎月第3木曜日 10:00~12:00  
 毎月第4火曜日 13:00~16:00

 人権相談 **要予約** **面談**  
 毎月2回 ※詳しくは、名張市人権センター(☎63-0018)へお問い合わせください

Special  
interview  
15

「男女共同参画」とは「自分らしくあること」ではないかと私たちは考えています。男らしく、女らしく、ではなく、ありのまま生き生きと暮らす。そんな風に「自分らしく」人生を歩んでいる地域の女性たちをご紹介します。

おく むら かず こ  
**奥村 和子**さん

一般社団法人 青蓮寺・百合が丘地域  
づくり協議会 副会長

profile

名張で生まれ育つ。名張市役所に勤務、女性初の部長を務めた。定年退職後は名張市社会福祉協議会の会長を務める。現在は地域活動を始め、幅広く活動をしている。



「みんなで進めるまちづくりで  
未来を拓く」

これまでのお仕事のことを教えてください

高校生の時に名張市役所のアルバイトをした経験から、高校卒業後、名張市役所に勤務することになりました。最初は、庶務課に配属されました。その後も色々な部署に配属されましたが、2003年から7年間、障害者支援室の障害者福祉担当を務め、定年退職までの4年間は地域部部長として、地域のまちづくりに関わる仕事をしていました。定年退職後は、名張市社会福祉協議会の会長として6年間お世話になり、現在に至ります。仕事を通して出会ったたくさんの方々や地域の皆さんに支えていただき感謝しています。

部長職としてのお仕事はいかがでしたか

実は、名張市役所初の女性部長職でした。今、女性管理職を務める方は昔に比べると増えてきていると思いますが、当時は風潮もあって、女性が管理職なんてと断る方もいらっしゃいました。私が部長職に抜擢されたのも巡り合わせだったと思いますが、周りは私の考え方をとても大事にしてくれました。当時同期だった男性部長は、男女関係なく接してくれて、同僚にはとても感謝しています。部長職としては、区長制度の抜本的な改革と地域づくり組織の設置が主な仕事でした。とても大変でしたが、周囲の支援や協力を得て、前向きな気持ちで取り組むことができました。

## 市役所の仕事で「やりがい」や印象に残っていることはありますか

30代の頃、土木建築課に配属され、平尾山に桜を植える事業において、上司からどこにどんな木を植えたらお花見を楽しめ市民の憩いの場になるか、女性の視点で考えてほしいと植栽計画を任されたことです。技術職の職員と一緒に京都の植物園に行き、彼岸桜から八重桜までなるべく長い期間楽しめるように工夫したことを覚えています。当時、女性はお茶汲みが当たり前の時代でしたが、大きな仕事を任されとても嬉しかったことを思い出します。他にも、用地買収に関わる仕事を担当した時は苦労もありましたが、所有者の方々のご理解とご協力のおかげで事業を進めることができ、とてもやりがいを感じました。

## 現在の活動について教えてください

名張市社会福祉協議会を退任してからは、地域の民生委員児童委員に推薦していただき、高齢者の見守りなどをさせていただいています。今年の5月からは、(一社)青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会の副会長として活動しています。ボランティア活動としては、配食サービスゆりの花、名張観光ボランティアガイドおきつも、MIK運動推進委員会、名張更生保護女性の会などに所属し、また、保護司として対象者との面会などの活動も行っています。様々な活動に参加させていただいて、家族には現役時代より忙しくなったと笑われていますが、多くの人との繋がりや家族に感謝し、楽しみながら活動をしています。



## 今後の目標や夢を教えてください

現在、66歳ですが、あと10年は、まちづくり活動など地域へのご恩返しができれば良いと考えています。ボランティア活動は、人のためと思っていても、結局自分のために活動しているのだと思います。いつまでも健康でいるために何かの活動をしていきたいと思っています。そして現在、地域のまちづくりとして、高齢者が生きがいをもって働ける有償ボランティアのしくみを作りたいと考えています。今求められている互助活動をすることで、地域での交流と高齢者の外出を促すきっかけになればと思います。



## \* 見つけた「彼女らしさ」 \*

「人生、楽しむことが大切です。」と話す奥村さんは、とても気さくで、周りを明るい笑顔にしてくれます。自分の意見を押し付けず、人を受け入れてくれる、そんな奥村さんだからこそ、時代や課題を越えて様々なことを貫くことができたのだと感じました。現在も誰かのためになればと様々な活動に前向きに取り組む姿に奥村さん「らしさ」を感じました。